

# 大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 7. 14

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648  
FAX82-2-504-5350

## 選挙運動期間前には選挙運動をできません。

- ◎ 選挙運動は候補者登録締め切り日翌日から、選挙日前日までできます。したがって、選挙運動期間ではない時にする選挙運動は違法な選挙運動に該当します。

選挙運動期間ではない時に選挙運動(以下“事前選挙運動”とする)をすればその行為の終了と同時に罪は成立し、その後本人や自身が支持・反対する人の立候補の有無と関連なく事前選挙運動をした罪で処罰されます。

### 事前選挙運動関連の法院判例

- 選挙運動期間前に自身が発行人兼編集者である週刊地域新聞に特定人が国会議員として適格者のように記事を掲載して管内住民たちに配布した行為は、言論出版の自由の限界と業務の範囲を越えて特定人を当選させるためのもので事前選挙運動に該当(大法院 1992.2.25.宣告 91ド 3176 判決)
- 選挙運動期間前に色々な人が集まった集会で立候補予定者を紹介してそれに対する積極的な支持と支援を頼んだとすれば、これはその集会の本来の目的が何なのかに関係なしで選挙法が定めた事前選挙運動に該当(大邱(テグ)高等法院 1992.10.24.宣告 92ノ 533 判決)
- 通常の世論調査や議院活動報告で見るとは不適當な内容が大部分のアンケート調査を通じて、巧妙に有権者らに候補者に対する認知度を向上して支持を誘導しようとする意図があると見られる場合には事前選挙運動に該当(大法院 1996.4.12.宣告 96ド 135 判決)

在外選挙ホームページ([ok.nec.go.kr](http://ok.nec.go.kr))がオープンになりました。  
大いなる関心と参加をお願いします。